（溶接事業者検査の実施）

第三十二条　溶接事業者検査は、溶接の状況について、法第四十三条の三の十四に規定する技術上の基準に適合するものであることを確認するために十分な方法で行うものとする。

（溶接事業者検査の記録）

第三十三条　溶接事業者検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　検査年月日
二　検査の対象
三　検査の方法
四　検査の結果
五　検査を行った者の氏名
六　検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容
七　検査の実施に係る組織
八　検査の実施に係る工程管理
九　検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項
十　検査記録の管理に関する事項
十一　検査に係る教育訓練に関する事項

2　溶接事業者検査の結果の記録は、前項第一号から第六号までに掲げる事項については、当該溶接事業者検査に係る原子炉容器等の存続する期間保存するものとし、同項第七号から第十一号までに掲げる事項については、当該溶接事業者検査を行った後最初の法第四十三条の三の十三第六項の通知を受けるまでの期間保存するものとする。

（溶接事業者検査を要しない場合）

第三十四条　法第四十三条の三の十三第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、次のとおりとする。

一　溶接作業の標準化、溶接に使用する材料の規格化等の状況により、原子力規制委員会が支障がないと認めて溶接事業者検査を行わないで使用することができる旨の指示をした場合
二　次に掲げる設備を、あらかじめ、原子力規制委員会に届け出て発電用原子炉施設に属する設備として使用する場合
イ　ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和四十七年労働省令第三十三号）第七条第一項若しくは第五十三条第一項の溶接検査に合格した設備又は同令第八十四条第一項若しくは第九十条の二において準用する同令第八十四条第一項の検定を受けた設備
ロ　発電用原子炉施設（一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）第二条第一号、第二号又は第四号に規定するガスを内包する液化ガス設備に係るものに限る。）であって、高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第五十六条の三の特定設備検査に合格し、又は同法第五十六条の六の十四第二項の規定若しくは第五十六条の六の二十二第二項において準用する同法第五十六条の六の十四第二項の規定による特定設備基準適合証の交付を受けたもの
三　漏止め溶接のみをした第三十一条第六号から第八号までに規定する容器又は管（耐圧部分についてその溶接のみを新たにするものを含む。）を使用する場合